



## 入札告示

札幌市告示第3073号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則(平成4年規則第9号)の規定に基づいて告示する。

令和5年7月6日

札幌市長 秋元 克広



### 1 契約担当部局

〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル4階

札幌市教育委員会学校教育部教職員課職員健康管理担当

電話 011-211-3853

### 2 入札に付する事項

#### (1) 調達件名

令和5年度札幌市立学校職員ストレスチェック業務

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(4) 入札方法

入札は総価で行う。契約の際はストレスチェックのWeb調査、紙調査、個人結果納品及び集団分析は各項目で定める単価契約とし、支払いの際は、各単価に実際の受検者数又は分析した集団数を乗じた実績払いとするため、入札金額の算出基礎として、入札書に契約希望単価の110分の100に相当する積算内訳を記載した別表を添付すること。(入札書及び別表はホチキスで2箇所を綴じ、つなぎ目に入札者(入札代理人)の印で契印を押すこと。)

落札決定に当たっては、入札書に記載された総価金額に当該金額の10%に

相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その

端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わ

まず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載

すること。

### 3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4~令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種分類が大分類「一般サービス業」、中分類が「医療業、保健衛生サービス業」または「その他サービス業」に登録がされている者であること。

- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 個人情報の取扱いに関し、以下のいずれかの要件を満たすこと。
  - ・ ISO27001/ISMS を認証取得していること。
  - ・ プライバシーマークを認証取得していること。
  - ・ 個人情報を取り扱うシステムのセキュリティ体制が適切であることを第三者機関に認定された事業者であること。
- (7) 過去3年以内に現行のストレスチェック制度における、ストレスチェック受検と個人結果の出力、及び集団分析結果の出力に関する業務を受検者数5,000名以上の規模を有する一の自治体若しくは官公庁で受託し、実施した実績があること。
- (8) 現行のストレスチェック制度において、令和4年度までに同時稼働数5,000人以上の実績を有するアプリケーション等を所有していること。
- (9) 本告示に示した役務の提供が十分に可能な者であること。
- #### 4. 入札書の提出場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合わせ先  
上記1に同じ。
- (2) 入札説明書の交付方法  
上記1の場所にて交付するほか、札幌市公式ホームページから入手可能とする。
- (3) 入札参加資格の審査方法  
事前審査とし、7月19日(水)16時までに入札参加資格を証明する書面（プライバシーマーク認証を証明する書類、過去3年間に他の自治体または官公庁と契約した5,000人以上のストレスチェック業務の契約書の写し）等を提出し、担当者の確認を受けることとする。

#### (4) 開札の日時及び場所

令和5年7月20日(木)14時00分  
札幌市教育委員会教職員課  
(札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル4階)

## (5) 開札

入札終了後ただちに上記(4)の場所にて行う。

## (6) 入札書の提出方法

入札書は、所定の様式にて作成し、全員送付または持参によること。

## ※ 送付または持参の期限

令和5年7月19日（水）16時（送付の場合は必着のこと。）

## ※ 送付先または持参先

上記1に同じ

## 5 入札手続等

## (1) 入札保証金 免除

## (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を落札決定の日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。

なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止措置等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

## (3) 入札の無効

ア 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかつたときは、当該入札は無効とする。

## (4) 契約書作成の要否 要

## (5) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行つた者を落札者とする。

イ 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2名以上であるときは、当該入札者又はその代理人にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に關係ない職員がくじを引くものとする。

